行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 阿倍野高等学校 | １　平成31年３月４日付け大阪府指令阿高第266号による行政財産の使用許可について、消費税法及び地方税法の改正による消費税率等の改正（令和元年10月１日施行（大阪府公有財産規則の改正（令和元年10月１日施行）））に伴い必要となる年間使用料の額の変更手続を行っていなかった。（表１）　　また、当該行政財産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）から許可内容の変更（公衆電話の撤去）について、口頭で申出があったところ、これを口頭で承認したのみで行政財産使用許可書第10で定める変更の手続を行っていなかった。（表２）　（表１）許可期間：平成31年４月１日から令和４年３月31日まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 |
| 変更前 | 変更後 |
| 建物 | 　83.75㎡ | 食堂の営業 | 153,790円 | 156,640円 |
| 土地 | ４台 | 自動販売機の設置 | 69,200円 | （注１）変更なし |
| 建物 | １台 | 公衆電話の設置 | 3,990円 | 4,070円 |

（注１）種別：土地の使用料に係るものは消費税の課税対象外。　　　　　　　　　　　　　　　　（表２）公衆電話撤去に伴う変更後の許可内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 |
| 建物 | 　83.75㎡ | 食堂の営業 | 156,640円 |
| 土地 | ４台 | 自動販売機の設置 | 69,200円 |

　２　阿倍野警察署が設置している道路標識について、本来使用承認として事務手続を行うべきところ、これを使用許可の手続（行政財産使用許可書を交付）により行い使用を認めているものがあった。　許可期間：平成30年４月１日から令和５年３月31日まで

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 手続 | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 |
| （誤） | 使用許可 | 土地 | ７本 | 標柱（道路標識） | 免除 |
| （正） | 使用承認 | 土地 | ７本 | 標柱（道路標識） | 免除 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。また、今後は行政財産の使用許可及び使用承認の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(定義)第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。八　使用承認　他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。【行政財産使用許可書】第１０　使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第３条により委任を受けた者）（以下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。（行政財産使用変更許可書（様式）は「平成28年３月４日付け財活第1925号」において通知されている。） 【大阪府公有財産規則の改正に伴う留意事項（令和元年８月６日付け財活第1410号）】（消費増税に伴う公有財産規則の改正に関する留意事項）３　使用許可及び貸付契約の変更　　すでに施行日以後の使用料又は貸付料を定めている使用許可又は貸付契約で、使用料又は貸付料を変更する必要のあるものは、別紙１又は別紙２を参考に変更を行うこと。 | 是正を求められた事項について、当該使用者に対し、年間使用料の額の変更手続及び行政財産使用許可書第10で定める変更の手続を行った。また、阿倍野警察署に対し、行政財産使用承認書を交付した。今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年11月17日

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 柴島高等学校 | 下記の物件が学校の敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていなかった。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件名 | 数量 |
| 駐輪禁止表示パネル | 15 |
| 自転車駐車場案内図表示パネル | 10 |

 | 　検出事項について、設置者を調査・確認のうえ、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【地方自治法】（行政財産の管理及び処分） 第238条の４７　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。【大阪府公有財産規則】（管理の原則）第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。（使用許可の範囲）第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。 | 当該パネルは、崇禅寺駅高架工事完成までの駅前周辺の迷惑駐輪防止対策として設置されていたものであった。設置者を特定した上で協議した結果、以下のとおり対応することとした。令和３年１月28日に撤去完了を確認した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件名 | 設置者 | 対応 |
| 駐輪禁止表示パネル（15枚） | Ａ | 設置者により撤去 |
| 自転車駐車場案内図表示パネル（10枚） | Ｂ | 設置者により撤去 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月１日）

行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 教育センター附属高等学校 | 住吉警察署が設置している道路標識について、本来使用承認として事務手続を行うべきところ、これを使用許可の手続（行政財産使用許可書を交付）により行い使用を認めているものがあった。許可期間：平成30年４月１日から令和５年３月31日まで

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 手続 | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 |
| （誤） | 使用許可 | 土地 | ２本 | 道路標識設置 | 免除 |
| （正） | 使用承認 | 土地 | ２本 | 道路標識設置 | 免除 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を行われたい。また、今後は行政財産の使用承認の手続について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(定義)第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。八　使用承認　他の部局長等又は同一部局長の所管内における他の課等に公有財産を使用させることをいう。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 　検出事項について、財産活用課及び住吉警察署と調整の上、令和３年４月13日付けで是正措置を行った。　今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月21日）